

令和7年度 大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和7年8月5日（火）午前10時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：井田委員、田中委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員
使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議題
 - （1）委員の任命について
 - （2）部会長・同代理の選出について
 - （3）大分地方最低賃金審議会
大分県最低賃金専門部会運営規程について
 - （4）参考人意見聴取について
 - （5）令和7年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達について
 - （6）今後の審議の進め方について
 - （7）賃金実態調査結果報告等各種資料説明について
 - （8）金額審議について
 - （9）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

はじめに、定足数のご報告をさせていただきます。

本専門部会は、全員が御出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は、専門部会委員任命後、最初の部会開催となりますので、部会長と部会長代理をお決めいただくまで、事務局で議事を進行させていただきます。

着席して進めさせていただきます。

まず、議題1「委員の任命について」でございます。

専門部会委員の任期は、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、専門部会の任務を終了するまでの間となっております。

人事異動通知書を皆様の机上に置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料№1「大分県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。

本年の専門部会委員は、皆様本審委員でございますので、改めてのご紹介は省略させていただきます。

委員の皆様方には、今後、当専門部会で集中した審議をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題2「部会長・同代理の選出について」に入ります。

専門部会の部会長と部会長代理の選出をお願いいたします。

部会長と部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益委員の中から選出していただくこととなっております。

この件につきましては、事前に公益委員の皆様方に協議していただいておりますので、田中委員からご報告をお願いいたします。

田中委員

本件については、事前に公益委員で調整を行った結果、井田委員に部会長を、松隈委員に部会長代理をお願いしたいとの結論となりました。

賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、田中委員から部会長は井田委員に、部会長代理は松隈委員をお願いしたいとの御報告がございましたが、如何でしょうか。

【異議なし】

賃金室長

ありがとうございます。

それでは、井田委員に部会長を、松隈委員に部会長代理をお願いいたします。

井田部会長に、御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

部 会 長

只今、部会長に選出されました井田でございます。年々、審議の困難さが増しておりますが、可能な限り全会一致を目指してまいりたいと思います。皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題3「大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程について」に入ります。

本日は、第1回目の専門部会ですので、まずは、専門部会の運営に関する規程について確認を行いたいと思います。

専門部会の運営規程について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料№2の「大分県最低賃金専門部会運営規程」の概要の説明をさせていただきます。

この運営規程は、専門部会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございますが、基本的には本審の審議会運営規程と同内容の規定となっております。第2条に「会議の招集」、第4条に「委員の欠席」に関する事、第6条に「会議の公開」に関する事、第7条に「議事録の作成」に関する事等が規定されております。本審規程と相違がありますのは、第3条で、本審議会議運営規程が「小委員会の設置規定」を定めているのに対し、専門部会運営規程では、「実地調査と参考人意見聴取」の規定を置いていることでございます。

本年度、事務局からの改正提案はございません。

以上でございます。

部 会 長

本専門部会運営規程について、何か御質問、御意見等はありませんか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、本専門部会は、この運営規程に基づき運営することとします。

続きまして議題4の「参考人意見聴取」に入ります。

この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

7月15日の本審での御審議により、参考人意見聴取については必要性に応じて実施すること、また、最低賃金法第25条第5項の規定により意見書が提出された場合で、意見を述べたい意向が示された場合には、原則として参考人として意見聴取を行う、とされたところでございます。

資料№3をご覧ください。

本年度は、一般社団法人大分県タクシー協会から意見書が提出され、意見を述べたいとの意向が示されたことから、本日の専門部会に一般社団法人大分県タクシー協会の江熊様に出席していただき意見を伺うことになっております。

意見聴取時間は、質問等含めておおむね10分を予定しています。

部 会 長

それでは、ただ今から参考人意見聴取に入ります。

事務局は、参考人である一般社団法人大分県タクシー協会の江熊様をお呼びください。

【参考人入室、着席】

部 会 長

本日は、大変お忙しい中、本専門部会においでいただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、御提出いただいています「意見書」を中心に御説明をお願いします。

参 考 人

大分県タクシー協会で専務理事をしております江熊と申します。本日は最低賃金審議会で説明する機会をいただきましてありがとうございます。では座って説明させていただきます。

タクシー協会といたしましても賃金を上げていくということに反対があるわけではございません。上げないと人が来ないというところはあるんですが、上げるのが今なんですか、急激に上げるんですか、ということをお願いしたいと思います。

それで、そこに要望を出しておりますが、その中で急激な燃料価格の高騰と言いますのは、令和3年秋くらいから15%くらい上がっております。タクシーは9割近くがLNGといいますか、ガスなんですね。ガソリンを使っているところもあるんですけど、燃料価格は高騰していると。それに対しての政府や県などの支援をしていただいておりますが、何%かという15%のうちの3%、5%くらいのものであります。

経営の現状という資料がございます。もう一つの資料も両方とも全国タクシー・ハイヤー連合会が作成したものでございます。これを見ますと運賃収入が右肩下がりに下がっていったということが分かると思います。

それから、右の上の円グラフはタクシー事業の原価構成ですが、燃料費が6%くらい、あとは人件費が73%と、かなり人件費の占める割合が大きい状態でございます。円グラフの下に日車営業収入というタクシーの収入、これは1日に走ったらどれくらい稼ぐか、収入があるかというもののなのですが、東京などの大都市圏はかなり良い売り上げがあります。大分の場合、2万3千円弱です。これは5月のデータですが、大体そんなものです。

タクシー運転者の給料、賃金は厚生労働省が調べていますが、大分の場合、昨年の年間平均278万円です。労働時間が179時間。タクシー業界の全国平均は418万円ですので、大体、全国平均の3分の2くらいです。

大分県の労働者の平均の令和6年を見ますと447万円、労働時間は同じくらいです。タクシーの給料と比較しますと、タクシーは労働者平均の62%くらいということになります。平均は278万円ですが、稼いでいる人は約500万円以上稼いでいる人も一定数おります。ですので、278万円をずっと下回っている人もいますわけです。その下の人達は、いくらなのかといいますと、当然、最低賃金を下回るわけにいきませんから、正社員の場合、月179時間に954円をかけますと大体、月額17万円くらいになります。年では204万円に

なります。

さっき平均278万円と言いましたけれども、500万円を超える人も一定数いますので204万円で働いている人も一定数いるわけです。

なぜ、このように下の方で働いているのかと言いますとタクシーの平均年齢は大体65歳です。65歳と言いますと年金が支給されます。年金が10万円台支給されまして、それプラス自分で働いた分、もちろん70歳を超えても500万円以上稼ぐ人もいるわけなんですけど、かなりの人はある程度の仕事と言いますか、きついことはあまりやらなくて、自分でちょこっとの分だけやっている。さっき1日の売り上げ2万3千円と言いましたけど、この売り上げで1か月20日間働くくらいですけど、その半分くらい自分の収入があるとして23万円くらい。そんなに2万3千円も売り上げをあげない人も一定数いるということなんです。

今回、例えば50円上がるということになりますと、年間に10万円ちょっとくらい、一人のそういう人達の給料を増やさなければならないということになってまいります。

私達のタクシー業界というのは、どうやって収入を得るかというお客様からいただく運賃、これがすべてである。では運賃を上げればいいという話になるかもしれないですが、運賃というのは資料に書いていますように認可制であります。最近、運賃を上げたのは令和5年7月です。令和5年7月に運賃改定をやったんですけど、どうやって改定になったかという、その1年前の令和4年9月からある会社が手を上げる。運賃値上げを要請しますということで運輸局の方に要請するわけです。それから3か月の間に、手を挙げたところのタクシーの車両の台数が全体の台数の7割を超えたら運賃改定の準備を始めましょうということで、令和4年12月に7割超えたので、それから手を挙げた中から30社を選んで3年間分の資料を出させるわけです。その出したものから計算など色々やっていくんですけど、提出するだけでも訂正などで3か月くらいかかって結局、運賃改定が決まったのは令和5年6月。それから1か月くらい周知期間があって令和5年7月から、だから10か月かかるわけです。

今、全国でも運賃改定ということがかなりの県で起こってはいますが、そうやって一生懸命運賃改定をやって、どれくらい上がるかと言いますと、前回、令和5年が500円から550円になったんです。あと、ワンメーター走ったら運賃上がりますけど、それが若干短くなったので、大体12%弱上がったと、

大体そんなものなんです。それぐらいしか上がらない。3年間に1回くらい上がったとしてもですね。

それで運賃が上がった分は必ずフォローアップ調査というものがありまして、運転手や従業員の方の給料を上げないといけない。ということで、タクシー事業者も一生懸命そうやって運賃をいただいて、それを運転手などに上げていくためにやっているんですけど、なかなか厳しいものがあると。

さっきのグラフがありましたけど、コロナの時より少し戻っています。令和2年くらいから。どれくらい戻ったかというサンプル調査をやっているんですけども、全国的には97%くらい戻ってきています。コロナ前に比べて。大分はどうかというと、まだ8割くらいなんですね。今年5月でまだ8割くらいしか戻っていない。だから運賃を上げなければいけないんだけど簡単に上げられない。ご存じの方もおられると思いますが、迎車料金をもらうようにしました。2月から、大分とか別府とか全部の地域じゃないんですけど、ほかに日出とかある一定のところは迎車料金もらいまして、それを反映してこの8割という状況であります。

ですので、今、大変厳しいカツカツの状況ということで、この3年間くらいでもうちの加盟する会社が1社ずつ廃業していっています。やっていけないというか、借金などでつぶれるよりは廃業しようということで、今年もこの8月で廃業する会社も出てきている。

今、各地方でタクシーというのは最後の足という形で活動しているんですけど、このまま廃業していくと、もちろんタクシーの方も困るんですけど、住民の方も非常に困るという状況に陥りますので、是非とも慎重な審議をお願いしたいということでございます。以上でございます。

部 会 長

ありがとうございました。それでは、ここで各委員からの御質問を受けたいと思います。

ただ今の御説明に関し、何か御質問はありませんか。

二宮委員

別府市の方でカーシェアリングを実証的にやっていると思いますが、何かタクシーの方で影響がありますか。

参 考 人

試験的に来年3月まで一般の方たちを運転手として公共ライドシェアというかたちで運転手をいっぱい登録はしているんですけど、私の聞いたところによりますと、やっぱり自由ですから。登録はしていても、そのときに行かなきゃいけないとか必ず行かなきゃいけないとかいうことはありませんので。

別府は別府市がやっていますが、公共ライドシェアと言いますのは一般の運転手さんを登録して、ウーバーというアプリを使ってお客さんと結び付けていくということをやっているかなりの人数を集めているんですが、みんな行きたくないという人が多いものですから、特に夜間などもありますので。ですので、断る件数が多いと。それでタクシーに関しては影響はあまりないようなことを聞いております。タクシーもウーバーを入れるようになって外国人のお客様なども拾えるようになっているということです。

部 会 長

ありがとうございました。ほかに御質問はありますか。

大塚委員

今、物価が急激に上がってきていますよね。その中で、毎年、運賃改定のお願いをするというのは制度上できるんですか。

参 考 人

制度的に、必要な経費にこのくらい利潤を載せていいでしょうということがあって、運賃改定があったら、その後しばらくはその状況を見なければいけないと思います。運賃改定を今からやってもおそらく3年かかってしまうんですけど、その利潤というのがどの程度のものなのかということは私達では分かりません。50円上げた時も本当はいくらなのか、100円は上がるだろうか。

大分県は先ほどのサンプル調査で行くと、九州では一番低いです。戻る率が。コロナ前に戻っているのは福岡と熊本です。熊本は会社が来たのが影響があるのか、かなりいいみたいで100%超えているみたいです。8割ぐらいだったらもっと上げてもいいのかなと思いますが、いっぺんには上げられない。10%から15%上げるくらいの金額、だからもし今度運賃改定したとしても600円ちょっと超えるかくらいの金額にしかならず、それを早くやって

も2年くらいかかるでしょう。だからその辺はもう少し簡単に上げられるような仕組みができればいいんですけど、こちらの方でそれはなかなかできないです。

運賃改定というのは手を上げて、さっき車両台数の70%と言いましたが、それが少しずつ変わって50%までになっています。50%のタクシー会社が上げてくださいという要請を運輸局に出せば、今から審査しましょう、詳しい資料出してくださいということになって、それから審査をして決まっていくということなので、無理ではないですけど、どうしても一定期間かかりますし、どれくらい上げるかというのは短くしたらそれだけ減るのかもしれない。10%か5%の間になるのかもしれない。それはこちらの方では如何ともし難いです。

部 会 長

制度上は可能だけれども現実にはそうはいかない、毎年やったからいいとは限らないということですね。

参 考 人

はい、そうです。

部 会 長

ありがとうございました。ほかに御質問はありますか。なければ私の方から質問させてください。

今、2年前の運賃改定当時は70%、今は50%とのことでしたが、現実に70%、50%の方が手を上げるというのは大変なことだと思うのですが、そのときに協会の役割というのはどのような取り組みをされているところでしょうか。

参 考 人

実際のところ、公正取引委員会がありまして、運賃というのは各社が自由に定めなければならないというところはあるんですけど、協会として総会や理事会という各種会合をもって、理事会というのは各地域の代表で、皆さんの意見は言ってもいいと思うんです。ですので、皆さん意見を言ってもらって、ある程度苦しいところは上げてあげるという折り合いがつく、そういう

話し合いの機会を協会の方で持つ。運賃いくらにするという話はできませんので。

実は、手を上げて3か月以内になかったら消えてしまうんです。だから、ある程度、皆さんが苦しい、苦しい、やっぱり上げなければいけないんじゃないのという気配を皆さんが感じて、じゃあやってみようということになっていくというために、協会としてはやっていくということです。

部 会 長

機運を高めるということですね。

参 考 人

はい。

部 会 長

あと2つあります。先ほどの迎車料金も認可制ですか。

参 考 人

これも申請しまして、先方で調べて認可されるというかたちなんですけど、これは各社ごと自由ですので、大分県内の私どもに加盟している70社くらいですけれども、半分以上は出しています。公示というかたちで皆様が見られるようになっていまして、どこの会社が今、申請出しましたと。公示されて1か月後でやるかどうかは会社の判断ということです。営業区域というのがありまして、例えば大分市内ならば大分市内だけで営業すると。その中で半分の人たちはやります、半分の人たちはやりませんとなると、当然安い方に行きますよね。その辺が難しいところです。全部が全部ではないです。

部 会 長

タクシーの運賃改定の認可については総括原価方式が採られ、総括原価の中でも人件費が7割くらいを占めていると。ドライバーの人手不足である、処遇改善の話であれば、賃上げ、人件費上げということはタクシー料金の値上げ認可の一つの根拠として後押しになると頭の中では思うのですが、実際はそうではないんですか。

参 考 人

確かに、最低賃金を下回らないようなかたちでハローワークさんに当然出さなければいけないものですから、今の労働者の方も最低賃金とか最近よく言われるようになって、昔より上げ幅はすごく上がっていますからね。皆さん非常に関心があるものですから、そのところはタクシー協会も分かっていますので、確かにそれが上げれば上げなきゃいけないというのはあるんですが、その前に廃業してしまうかもしれない、上げなきゃいけない。上がる前に。

その金額というのが上げて10%くらいの話ですと、そこに運転手さんにかかる負荷はその半分くらいの金額でとなるとなかなか厳しいんですね、はっきり言って。うちにもバランスシートがあがって来るんですけど、もうカツカツです。さっき人件費ってありましたけど、運転手だけの人件費ではないです。タクシーというのは事業をやっていく中で、配車係という電話を受けたりするというのは一人じゃできませんから、何人も雇わなきゃいけない。管理職が面接などして毎日大丈夫かなというのを見たり、何かあれば現場に出なきゃいけないという人の人件費も全部含んでいますので、簡単に運転手だけの人件費という部分でもない。すいません、いい説明ができなくて申し訳ないです。

部 会 長

分かりました。ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

藤野委員

国や色んなところで、給料上げるために各企業で自助努力と言いますか、生産性向上や省力化と言われますけど、人件費だけで73%、それに燃料費で8割となると、説明を聞いていて生産性を上げる努力がどこでできるんだろうか、非常に厳しいだろうなと思っているんですけど、タクシー業界や個別の会社でもいいんですが、省力化や生産性向上のためにこんな取り組みをしているということがあるんですか。

よく飲食店では注文取るのをタブレットに変えたとか、小さい話ですけどあると思うんですけど、タクシー業界で無人運転はいきなりは無理かと思いますが、どんな取り組みをされているのかと思ったのですが。

参 考 人

ある程度、会社に余裕がないとできないと。今、非常に厳しい状況ですの
で。自動点呼とか、その場所から子会社などある場合は、一か所からすべ
ての点呼できる、そのための機械を入れるんですね。

それを装備すれば国からの補助金が出ることになっています。ただし、補
助金ですから全部が全部出るわけではないので、それを出す力がないんです。

そういう面の人を減らす、何回も点呼しなきゃいけませんから管理職はい
つ寝るのかということになってしまうわけです。何人も人を雇うんだったら、
その部分を機械でできないかということで、だんだんそういう、出来るところ
は出来ています。会社がいくつも営業所を持っていることもありますので、
一つのところで配車を一斉に受けて、県の消防が一斉に受けるみたいな、あ
あいうことで人を少し減らすことによって人件費の部分を削減している。

藤野委員

運転手の方を減らすというのは難しいので、管理部門などをなるべく減ら
すような努力をしているということですね。

参 考 人

社長が配車係に入っているというのは当たり前になっています。人がいな
いとか、削減しないとやっていけない。そういうところで廃業した方がいい
というところがだんだん出てきていて、今、本当に最後の方でふんばってい
るというような感じですので、慎重な審議をお願いします。

部 会 長

他にありませんか。

部 会 長

特になければ、一般社団法人大分県タクシー協会の江熊様からの意見聴取
を終了します。御協力大変ありがとうございました。

それでは、ご退席をお願いいたします。

【参考人退室】

部 会 長

それでは、議題5「令和7年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達

について」に入ります。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和7年度地域別最低賃金改定の目安については、本年7月11日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問が行われ、同日から8月4日まで7回にわたり「目安に関する小委員会」において審議が行われました。

目安小委員会では、労使双方の意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところですが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかったところ です。

このため、目安小委員会においては、引き上げ額の目安等に関する公益委員見解が取りまとめられ、中央最低賃金審議会に報告されたところです。中央最低賃金審議会では、目安小委員会からの報告を受け、その日の8月4日に厚生労働大臣に答申を行ったところでございます。

答申資料は、資料№5からでございます。別紙1としまして公益委員見解、続いて目安小委員会報告となっております。

まず答申本文の読み上げを行わせていただきます。

賃金指導官

【答申本文の読み上げ】

賃金室長

お手元には中央最低賃金審議会での引き上げ額の目安を示すにあたって参考とした中央最低賃金審議会資料を配付しております。厚生労働省のホームページにも同じ資料が掲載されております。

審議の参考としてご活用ください。

【資料概略説明】

賃金室長

以上で説明を終わります。

部 会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、議題 6 「今後の審議の進め方について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず、今後の審議日程の確認をさせていただきます。

資料 № 4 が「令和 7 年度大分地方最低賃金審議会の審議日程でございます。

金額審議につきましては、第 2 回目を 8 月 7 日(木)午前10時から行っていただく日程となっております。

また、8 日を金額審議の予備日と設定しております。

当初の予定では 8 月 1 日から金額審議の予定でしたが、この回の分が 1 回減っておりますので、状況によってはさらなる日程を組んでおく必要があるということで、お盆明けの18日からの日程もこちらにお示ししております。事前に皆様に出欠を確認させていただいておりますので、今後、日程調整をさせていただければと思っております。

金額審議の日程につきましては、審議の状況により変更となる可能性がございますが、委員の皆様には、日程の確保等よろしく願いいたします。

専門部会において審議が終結となりましたら、その日に本審を開催し答申をいただきます。本審の開始時刻は、専門部会委員以外の本審委員にご参集いただく時間等を考慮し、午後 4 時 00 分を開催時刻としております。

部 会 長

審議日程についてご意見、質問等ありませんか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、この日程で本年度の大分県最低賃金の改正審議を進めていくこととします。

それでは議題 7 の「賃金実態調査結果報告等各種資料説明について」に

入ることとします。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

【賃金実態調査結果報告等について説明】

部 会 長

ただ今の、事務局の説明に対して、何か御質問等はありませんか。

【質疑なし】

部 会 長

次に、議題8「金額審議」に入ります。

金額審議は例年、まず初めに、本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方を、労使各側にお伺いし、その後、公労、公使に分かれて協議し、それを公益が調整するという形で進めています。本年度も同様の進め方としてよろしいかどうか、各委員にご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、その形で金額審議を進めていくこととします。

では、まず、本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方について、労使各側から説明をお願いしたいと思います。

まず、労働側委員からよろしいでしょうか。

藤本委員

労働者側の主張をご説明します。

日本経済の自律的成長に向けては人への投資が不可欠であり、その重要な要素である最低賃金の引き上げが必要と考えるものであります。

様々な報道で労側が少し薄いような報道がなされておりますが、公労使の3者構成原則のもと真摯な議論を積み重ねるべきと考えております。昨年の改正の結果、全国16都道府県で時給1000円に達したということですが、連合が当面の通過点としてきた「誰もが1000

円」については目前となっている、全国加重平均としては1055円ということはありませんけれども、年間2000時間働いても年収210万円程度ということで、全ての働く者のセーフティネットとしてはまだ不十分であると、また、地域間額差も大きな問題であると考えております。2019年度には223円まで拡大しましたが、2024年度には212円まで縮小しましたけれども、深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ地方部から都市部への労働力の流出が続いていくであろうと考えております。

我々組織労働者が2025春季生活闘争において、全ての働く人の持続的な生活向上を図り、新たなステージを我が国に定着させることをめざした取り組みを展開し、連合本部の集計では2年連続で5%台の賃上げが実現しているところです。

一方で、多くの未組織労働者には労使交渉の機会もなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができないことということからも、我々組織労働者がしっかりと賃金の引き上げを行っていく結果として未組織労働者への労働条件の向上へと発展させていくということは、我々組織労働者に課せられた社会的責務であると認識しているところでございます。

2つ目として、大分県における最低限度の生活可能な賃金水準の確保が不可欠であるということで、昨年の審議において大分県最低賃金954円となりましたけれども、先ほども申しましたとおり、誰もが時給1000円からするとまだ不十分であること。この954円で年間2000時間働いても年収200万円以下であり、いわゆるワーキングプア状態であると考えているところであります。

何度も申し上げますけれども、まずは連合が当面の到達水準目標としている、誰もが時給1000円を実現した上で、大分県における最低限生活可能な賃金水準、連合リビングウェイジ1100円を参考にすべきと考えております。

また、特に九州においては隣県、福岡との金額の差も大きな問題であると考えております。同一金額になるとは考えておりませんが、隣接する福岡県とは38円の差があるということです。ここも縮小していきたいと考えているところであります。

加えて、中小・地場企業の賃上げ実現に向けては物価上昇に負けな

い適切な賃上げ原資の確保を含め、適正な価格転嫁に向けた取り組みをサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。優秀な人材の確保、消費拡大の観点からも最低賃金が継続的に引き上げられていくことが重要であると考えております。

先ほどと重複しますがけれども、大分県の春季生活闘争の結果も5%以上と現時点でなっておりますので、こちらについても県内の未組織労働者にもしっかりと波及・反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

部 会 長

次に、使用者側委員よろしいでしょうか。

藤野委員

改定審議における使用者側委員の基本的考え方として、まず1点目は中小企業を取り巻く状況でございますが、エネルギー資源や原材料価格高騰による継続的な物価高に加えて、人手不足の問題もより深刻な状況となっております。

また、アメリカの関税政策については、交渉により税率は引き下げられたとは言え、従来に比べ関税負担は重くなったことから、今後の日本経済にとってどのような影響が出てくるのかということも含め、先行きの不透明感は増しており、厳しい経営環境が続いていると判断しています。

日銀大分支店が発表しました短観の6月調査分では「業況判断DI」は、前回の3月調査から製造業で10ポイント減少し+6、非製造業で1ポイント増加し+25、全産業では4ポイント減少し+17と悪化しております。次回9月の先行きは全産業で1ポイント減少し+16と予測して、製造業、非製造業とも悪化を見込んでいる業種が多くなっています。

一方、「仕入価格判断DI」では、製造業が+33、非製造業が+47、全産業では+40と依然として高くなっており、次回9月も全産業で+40と予測し、今後も燃料価格や原材料費高騰の影響が続くとの見方が強くなっています。

また、「雇用人員判断DI」では、全産業で▲32であり、次回9月も全産業で▲37と予測し、人手不足感がさらに強まっているということで、いずれの項目も経営環境として明るい兆しとは言い難いと考えております。

今年の春季労使交渉では中小企業を含め多くの企業が昨年に続き大幅な賃

金引上げを実施していますが、労働需要のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわゆる「防衛的な賃上げ」を行った企業が、日本商工会議所の調査結果で60.1%と多く存在することも考慮する必要があると考えています。

資本金別の労働分配率では、資本金が10億円以上の企業では48.2%であるのに対して、資本金が低い中小企業ほど労働分配率が高く、資本金1,000万円～1億円未満の企業では76.9%、1,000万円以下の企業においては80.0%となっており、賃金引上げの余力は乏しい状況であると思っております。

2つ目としまして、改定審議における基本的な考え方として、

昨年の最低賃金は、「より早期に全国加重平均1,000円以上」を目指す政府方針や近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した目安額を参考に改定審議を行った結果、55円、6.12%の過去最大の引上げとなった。その結果、影響率は27.6%となり、その言葉どおり中小企業に与える影響が増大しております。

日本商工会議所が行った「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果によると、現在の最低賃金の負担感について「大いに負担」・「多少は負担」の合計は地方では8割近く（77.5%）に達し、都市部（67.9%）より高くなっております。

また、新たな政府目標（2020年代に全国加重平均1,500円）について、「対応は不可能（19.7%）」・「対応は困難（54.5%）」の合計は7割超（74.2%）となっている状況です。

地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であるため、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠と考えております。

最後に3つ目としまして、今年の改定審議に当たりましては、物価高騰や春季労使交渉における賃金引上げ状況及び人材の確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解できます。

最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮する必要があります。特にエネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、近年の大幅な賃金引上げ、これは最低賃金を含みますが、これによる労務費の増加を含めた価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏ま

えると、③「通常の事業の賃金支払能力」を重視したいと思っております。

その上で、景気や経済の実態を表した各種指標やデータに基づいた納得感のある慎重な審議を行うべきと考えております。以上でございます。

部 会 長

ただ今、労使双方より本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方について説明がありました。

説明内容につきまして何かありませんか。

公益委員もありませんか。

【意見等なし】

それでは、ここからは、労使委員双方からの基本的な考えを踏まえつつ公労会議、公使会議に入ることとしたいと思いますよろしいですか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入ることとします。

事務局から協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、当会議室となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階職業安定部の会議室を、

使用者側委員の皆様は、3階の雇用環境・均等室奥の委員会室を控室として用意しています。

事務局でご案内します。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入る前に、それぞれ検討いただく

時間が必要かと思いますが、時間はどのくらい必要ですか。

労側はどのくらい必要ですか。

藤本委員

5分程度お願いします。

部 会 長

使側はどれくらい必要ですか。

藤野委員

公労会議の後で大丈夫と思います。

部 会 長

了解しました。それでは公労会議、公使会議に入りたいと思います。まずは、公労会議からさせていただきたいと思いますが、11時30分から始めたいと思います。

労側には、協議開始時刻の少し前に事務局が呼びに行きますのでよろしくお願いします。

それでは、それぞれ控室でご検討をお願いします。

部 会 長

それでは公労会議を始めます。

(二者協議)

部 会 長

それでは、全体会議を再開します。

それぞれから御意見をお伺いし、公益の方で調整を行ったところ、労側の方からは、連合リビングウェイジ、大分県下における高卒初任給、パート労働者の募集最低額といったデータをいただいて、具体的な金額を提示いただきました。

これに対して、使側としましては、中央最低賃金審議会の意見がまとまったのが昨日であり、まだ十分協議できていないということで金額の提示は次回でお願いしたいということがございました。

そのため、本日は結論に至らず、引き続き協議していきたいと思いますが、ここで、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

【意見等なし】

部 会 長

なければ、事務局に連絡事項をお願いします。

賃金室長

次回の専門部会を、8月7日（木）午前10時から、この会場で開催をお願いいたします。

部 会 長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、藤本委員、大塚委員をお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。